

2010年5月9日

担当者各位

日本臨床心理士養成大学院協議会理事会

〒113-0033 文京区本郷2-40-14 山崎ビル7階

(財)日本臨床心理士資格認定協会内

TEL 03-3817-0020 FAX 03-3817-5858

<http://www.jagpcp.jp/news.html>

平素より、当会の活動・運営等につきましては、多大なご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、2009年6月21日、「一般社団法人日本臨床心理士会（以下、日本臨士会）」は、第1回社員総会におきまして、別紙「『臨床心理職の国家資格化の動向』」に関する日本臨床心理士養成大学院協議会の見解（以下、臨大協見解）にあります4条件を前提として「一資格一法案」の検討を進めることを議決しました。当会では、この国家資格化のその後の動向につきまして、日本臨士会及び関連諸団体の議論の推移を見守って参りましたが、その方向性と内容につきまして、当会として看過することのできない重大な欠陥と問題があると判断するに至りました。

もとより、臨床心理職の国家資格化につきましては、当会はそのことに直接関連する団体であり、これまでに同様の事情をもつ「一般社団法人日本心理臨床学会（以下、日本心臨学会）」「財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下、認定協会）」日本臨士会及び当会の4団体における会議に参加して参りました。けれどもそれは、いまだ4度の開催をみに過ぎず、十分な議論を尽くしたとは到底言うことができません。臨床心理職の国家資格化に直接関わる関連団体の協議は、まだ途についた段階でしかありません。しかしながら、日本臨士会を中心として主に医療系諸団体、基礎系心理学諸団体、臨床心理職国家資格推進連絡協議会との会談では、一資格一法案の上程に向けて協議が積み重ねられています。

当会は、別紙「臨大協見解」にありますように、当会を含む臨床心理職の国家資格化に直接関連する団体の意向が考慮されることなく、臨床心理職の国家資格化が推進されていくことに重大な危険性を禁じ得ません。このまま日本臨士会の方針通りに一資格一法案が上程に向かえば、臨床心理士を養成する大学院教育に重大な影響を及ぼすことは必至であり、また、医療、教育、産業などの職域現場における臨床心理士の活動に大混乱が生じることを強く憂慮しております。当会は、真に国民の益となる「臨床心理士」という専門家を養成するために、大学院教育の質的向上に向けて会員校と共に微力ながら努力しており、そうした流れのなかで臨床心理職の国家資格化を切望しているものであります。

このまま医療系諸団体、基礎系心理学諸団体との協議が重ねられて一資格一法案が上程に向かうことになれば、臨床心理職関連4団体において不毛な対立が生まれることを強く危惧しています。ご承知のように、すでに、認定協会は、日本臨士会の方向性に反対の意を込めた見解を出しています（「いわゆる国家資格問題に関する見解」平成21年12月10日）。日本心臨学会資格関連委員会は国家資格問題についての見解を定めるためには学会員の意見集約が第一として（平成22年3月25日）、ホームページにおいて「資格検討WG報告：『国家資格問題Q&A』」のお知らせをアップしています（平成22年3月31日）。

このような経緯を踏まえまして、日本臨床心理士養成大学院協議会では、2010年5月9日（日）午後1時より開催されました第40回理事会におきまして、全員一致によりまして、別紙臨大協見解の通り、現在日本臨士会を中心として検討・推進されている一資格一法案の方向性・内容に反対することに決しました。

当会は、臨床心理職関連4団体の合意が得られ、真に国民の益となる臨床心理職国家資格が制定されることを切望いたします。
